

石川県立保育専門学園運営委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、石川県立保育専門学園運営委員会（以下「運営委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 石川県立保育専門学園（以下「学園」という）は、教育の質の向上、健全な学校運営を目的に学園の教育活動やその運営状況について、学園職員と委員が意見交換を行い、より良い教育活動や運営の在り方を目指すことを目的とした委員会を置く。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから学園長が委嘱した委員をもって組織する。

- （1）学園の保護者会の関係者
- （2）学園の同窓会（芙蓉会）会員
- （3）学園の教育関係者
- （4）地域の教育機関の関係者
- （5）石川県健康福祉部少子化対策監室
- （6）その他学園長が必要と認めた者

（任務）

第4条 委員会は、学園において質の高い保育士を養成し、保育現場に供給できるような教育や学園の運営の在り方について検討・助言を行うものとする。

2 学園長は、委員会で協議された意見をもとに、当該意見を教育のあり方を学園の運営に反映させるものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学園のどちらからか特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

（委員長、副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には学園長が就任する。

3 副委員長には副学園長が就任する。

4 委員長は委員会を招集し、議長となり、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在または委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

3 委員会は年1回の開催とするが、委員長が必要と認めた場合は開催できる。

4 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は職務上知り得た情報は、当該目的以外に使用してはならない。

2 運営委員会委員は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教務課において対応する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する事項は、学園長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は令和2年3月1日から施行する。

石川県立保育専門学園 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県立保育専門学園学校関係者評価委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 石川県立保育専門学園（以下「学園」という）は、保育に関するより実践的な教育の質を確保するため、学園の教育活動に関する意見や自己評価の結果の改善方策を学校運営に活用することを目的に、学園関係者により組織した委員会を置く。

(委員の委嘱等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから学園長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学園の保護者会の関係者
- (2) 学園のOB教職員
- (3) 就職先関係者
- (4) 地域の教育機関の関係者
- (5) 石川県健康福祉部少子化対策監室
- (6) その他学園長が必要と認めた者

(役割)

第4条 委員会は、学園の教育活動及び学校の運営状況に関する自己評価の結果の改善方策について意見し、その結果を学園長に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学園のどちらからか特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

ただし第3条第3号及び第4号の委員に事故がある場合は、代理の者が出席できるものとする。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 委員会は年1回の開催とするが、委員長が必要と認めた場合は開催できる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報は、当該目的以外に使用してはならない。

- 2 運営委員会委員は、職務上知り得た情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教務課において対応する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関する事項は、学園長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。